

平成21年度改正省エネ法（住宅・建築物分野）説明会

平成22年4月1日から床面積が300㎡以上の建物を新築・増改築^{※1}する際に省エネ措置の届出が必要になります。

近年、地球温暖化問題の深刻化や国際的な中長期的なエネルギー需給の逼迫等、様々な社会情勢の中、第169回国会で改正された省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）において、住宅・建築物分野に関しても省エネルギー措置の届出義務の対象に従来の大規模な住宅・建築物（床面積2,000㎡以上）に加え、中小規模の住宅・建築物（床面積300㎡以上2000㎡未満）が追加されるなど強化が図られました。

そこで今回、平成22年4月より施行される中小規模の届出に関する内容を中心とし福岡県内5特定行政庁^{※2}共同で、改正省エネ法（住宅・建築物分野）の説明会を開催します。是非ご出席くださいますようお願いいたします。

なお、参加ご希望の方は、インターネットによるオンライン申込み、又は裏面の申込用紙に必要事項を記入の上FAX若しくは郵送で裏面記載の事務局までお送りくださるようお願いいたします。（受講券等は送付いたしません、定員に達した場合はご連絡いたします。）

※1 一定規模以上

※2 建築主事を置き建築確認等を行う行政庁（福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市）

会場	開催日時	場所
福岡会場 (定員350名)	3月15日(月) 13:30~16:30	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎 8階 803会議室

■ 対象者： 設計者・設備技術者・施工者・ビル管理者・行政担当者等

■ 参加費： 無料

■ 会場へのアクセス：

○JR 吉塚駅下車 徒歩約2分 ○バス 吉塚駅前バス停下車 徒歩約2分

○地下鉄 馬出九大病院前下車 3番出口より徒歩約5分

駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用願います。

■ 参加申し込み方法

福岡県庁ホームページよりお申し込みください。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/a12/syouene.html>

探し方：福岡県庁ホームページのトップページから分類で探す

トップページ>防災・防犯とくらし>住い（土地・建物） 建物情報内

「平成21年度改正省エネ法（住宅・建築物分野）説明会のご案内」

「インターネット申込はこちら」から申し込み画面へお進みください。

携帯からの申し込みはこちらから

<http://www.shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/k/>



(QRコード)

FAX（又は郵送）での申し込みの方は、裏面の申込み用紙に必要事項を記入の上事務局まで送信（又は郵送）願います。

■ 申込締切 平成22年3月8日(月) (申込み先着順)

ただし、締切日前でも定員に達し次第締め切らせていただきます。

ご都合によりキャンセルされる場合は裏面記載の事務局までご連絡願います。

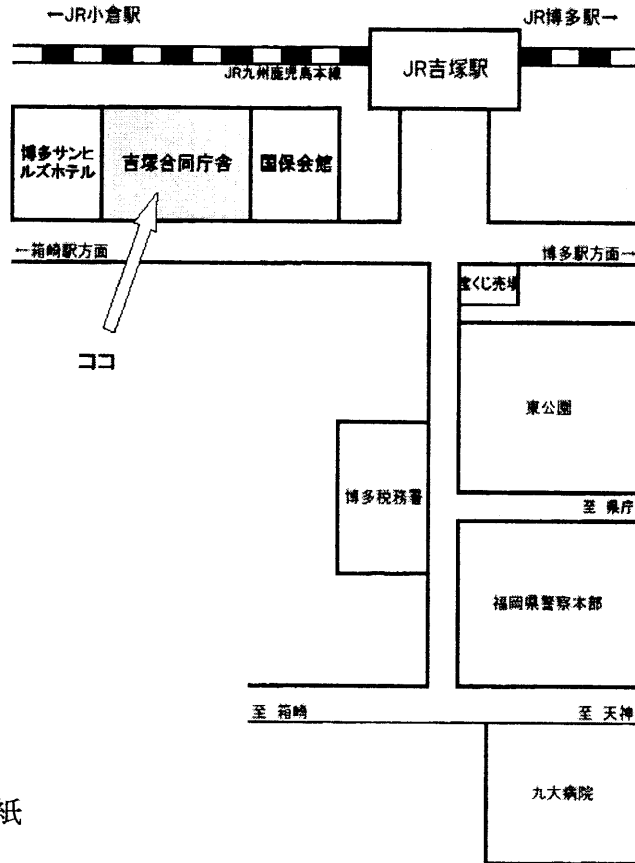
■ 説明会に関するお問い合わせ

(事務局) 福岡県建築都市部建築指導課建築審査係 TEL092-643-3722

■ 省エネ法に関するお問い合わせ

北九州市内 北九州市建築都市局建築審査課 TEL093-582-2539
 福岡市内 福岡市住宅都市局建築審査課 TEL092-711-4583
 久留米市内 久留米市都市建設部建築指導課 TEL0942-30-9089
 大牟田市内 大牟田市都市整備部建築指導課 TEL0944-41-2797
 その他県内 福岡県建築都市部建築指導課 TEL092-643-3722

会場案内図



Fax 092-643-3754

FAX又は郵送での申込み用紙

平成21年度改正省エネ法（住宅・建築物分野）説明会申込

送付先：〒812-8577福岡市博多区東公園7番7号

(事務局) 福岡県建築都市部建築指導課建築審査係 Fax 092-643-3754

会社(所属)	
申込者氏名	
参加人数	人(申込者含む)
住所	〒 -
電話番号	()